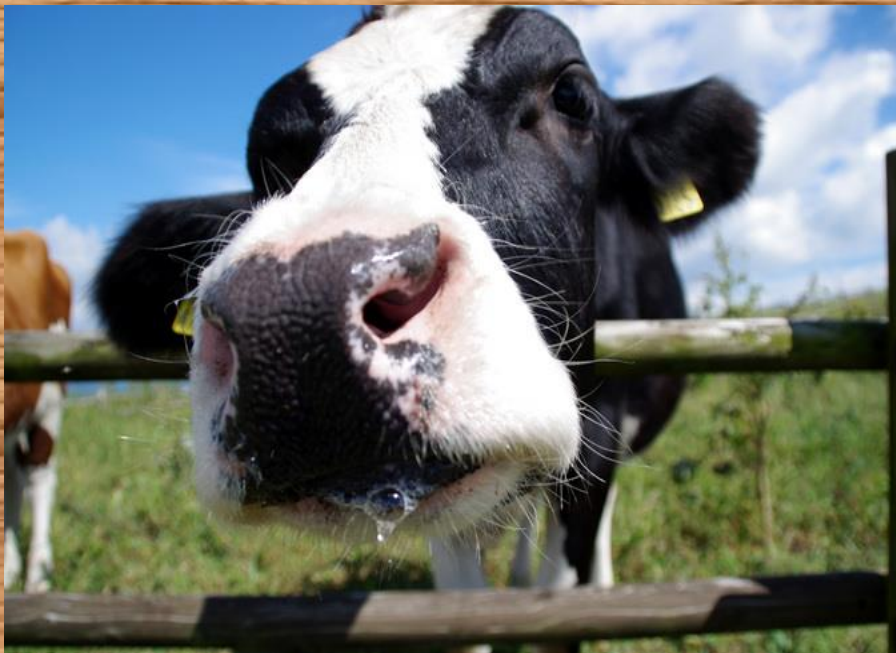


家畜共済

群馬県農業共済組合



安心を
お届け
します。

- ・平成31年1月から制度が一部変わります。詳しくは9ページをご覧ください。
- ・このパンフレットに記載されている制度説明や、掛金・共済金等の金額は、概要や代表事例を示しています。詳しい内容については、裏面記載の最寄りの支所までお問い合わせください。

特長

1

低額な掛金

NOSAIの家畜共済は、国の政策保険です。
掛金の約半分を国が負担するので、生産者様の負担はぐっと小さくなります。

搾乳牛100頭あたり

5割補償

約473万円

肥育牛100頭あたり

5割補償

約172万円

繁殖牛100頭あたり

5割補償

約176万円

※平成30年度引受においての補償タイプ0型での1年間の農家負担掛金の概算です。

特長

2

選択できる加入方式

生産者様それぞれの経営形態や事故状況に合わせた補償タイプを選択することで、掛金をさらに節約できます。

死廃事故のみ

掛金が

約半分

病傷事故のみ

掛金が

約半分

特定の
死廃事故のみ

掛金が

約1/100

へ安心をお届けします！

特長

3

充実の共済金支払い

死亡事故や病傷事故が発生した月の2ヵ月後には共済金をお支払いします。

搾乳牛1頭

死亡 5割補償

約46万円

肥育牛1頭

死亡 5割補償

約42万円

+

治療費

繁殖牛1頭

死亡 5割補償

約52万円

※平成30年度における支払共済金の概算です。

農家負担掛金に対する支払共済金の平均割合

(平成28年度実績)

乳牛 172.6%

肉牛 171.3%

特長

4

牛白血病の補償

一部の補償タイプを除いたほぼすべての補償タイプで、牛白血病による損害を補償します。

と場で白血病と発覚した場合も、対象となる場合があります。

※一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

掛金について

掛金は、**選択する事故除外方式**と**付保割合**等によって変化します。

- 掛金の**約半分は国が負担**しますので、生産者様の負担は大きく軽減されます。
- 掛金が一定額以上の場合、生計を共にしない第三者を保証人とする事で、掛金を4回に分けて分割納入することができます(手数料等はかかりません)。
- 家畜共済は、原則1年間の契約となります(途中の解約はできません)。
- 掛金の詳細は、「掛金試算表」をご覧ください。
(「掛金試算表」がない場合は、最寄りの支所までお問い合わせください。)

共済金の支払いについて

家畜共済は、家畜のための「**生命保険**」(＝死廃事故)と「**健康保険**」(＝病傷事故)を合わせた制度です。

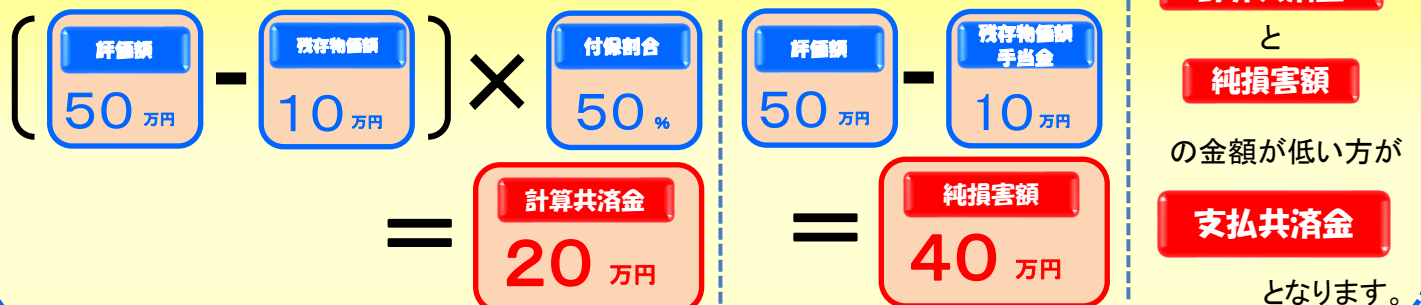
死廃事故

牛が、病気や怪我により死亡した場合、死に瀕している場合、特定の病気や怪我で獣医師が治らないと判断した場合等に、共済金をお支払いします。

- 損害に対しての補償になるため、枝肉等が売れた場合や手当金が出た場合は、その金額が損害額から控除されます。

計算例

(評価額50万円の牛が廃用になり枝肉等が10万円で売れた場合)



病傷事故

牛が、病気や怪我により**獣医師の診療を受けた場合**に、共済金をお支払いします。

- 加入時に選択した付保割合に応じて、「**病傷給付限度額**」が設定され、その限度額まで支払われます。(「掛金試算表」参照)
- 国から示されている病傷給付基準に則り審査を行い、適正と判断された額をお支払いします。
例えば、予防のための処置や初診料は対象となりません。

安心を得ることができます。

個体の評価額について

個体の価値を示す額を評価額といい、個体の飼養目的・品種・月齢ごとに定められた額になります。

- 評価額は引受時の月齢によって決定され、1年間変わりません。(評価済み保険制度)

乳牛

月齢	評価額
6	28万1千円
7	31万8千円
8	35万6千円
9	39万3千円
10	43万0千円
11	46万7千円
12	50万4千円
13	54万2千円
14	57万9千円
15	61万6千円
16	65万3千円
17	69万0千円
18	72万8千円
19	76万5千円
20	80万2千円
21	83万9千円
22	87万6千円
23	91万4千円
24	91万6千円
25～42	91万9千円
43	90万2千円
44	88万5千円
45	86万8千円
46	85万1千円
47	83万4千円
48	81万7千円
49	80万0千円
50	78万4千円
51	76万7千円
52	75万0千円

肥育牛 (肉用種)

月齢	評価額
6	42万1千円
7	44万4千円
8	46万6千円
9	48万8千円
10	51万0千円
11	53万3千円
12	55万5千円
13	57万7千円
14	59万9千円
15	62万2千円
16	64万4千円
17	66万6千円
18	68万8千円
19	71万1千円
20	73万3千円
21	75万5千円
22	77万8千円
23	80万0千円
24	82万2千円
25	84万4千円
26	86万7千円
27	88万9千円
28	91万1千円
29	93万3千円
30～35	95万6千円
36以上	31万2千円

肥育牛 (交雑種)

月齢	評価額
6	34万5千円
7	36万3千円
8	38万0千円
9	39万8千円
10	41万6千円
11	43万4千円
12	45万1千円
13	46万9千円
14	48万7千円
15	50万5千円
16	52万2千円
17	54万0千円
18	55万8千円
19	57万6千円
20	59万3千円
21	61万1千円
22	62万9千円
23	64万7千円
24	66万4千円
25	68万2千円
26	70万0千円
27	71万8千円
28～33	73万5千円
34以上	38万6千円

繁殖牛

月齢	評価額
6	52万8千円
7	57万1千円
8	61万5千円
9	65万8千円
10	70万2千円
11	72万3千円
12	74万5千円
13	76万7千円
14	78万9千円
15	81万1千円
16	83万3千円
17	85万5千円
18	87万7千円
19	89万9千円
20	92万1千円
21	94万3千円
22	96万5千円
23	98万7千円
24	100万9千円
25	103万1千円
26～54	105万3千円
55	103万8千円
56	102万4千円
57	100万9千円
58	99万5千円
59	98万1千円
60	96万6千円
61	95万2千円
62	93万7千円
63	92万3千円

(平成30年度の設定額の一部抜粋)

事故除外方式について

生産者様は、一定条件のもと給付対象となる事故を選択することができます。必要に応じた補償対象を選択することにより掛金負担が軽減されます。

- 特定事故は、補償タイプ6型の廃用事故を除きすべての補償タイプで共済金の支払対象となります。特に「牛白血病」は、生産者様がと畜場に出荷した後に判明した場合でも対象となります。

補償内容	補償タイプ	死亡	廃用 特定事故	病傷	タイプ「0」を100としたときの掛金比率		
					成乳牛	肥育成牛	繁殖牛
すべての事故	0	○	○	○	100	100	100
死亡事故や行方不明の 廃用事故と病傷事故	6	○	△ (一部) ×	○	×	86.4	93.6
特定事故の死廃事故 と病傷事故	8	×	×	○	58.6	63.8	61.7
死廃事故のみ	1	○	○	×	51.3	73.1	67.5
特定事故の死廃事故 のみ	9	×	×	×	2.70	10.1	8.03

特定事故の範囲

火災による焼死

落雷による空調施設破損による熱射病死

洪水・土砂崩れによる溺死・窒息死

法定・届出伝染病による死亡

大雪・地震が原因の畜舎倒壊による圧死・打撲死

(廃用事故も含みます。)

いろいろな選択ができます。

子牛選択について

出生後6ヶ月未満の子牛と授精等後240日以上経過している胎児について補償の対象とするかを選択することができます。

- 乳牛のみ加入で子牛選択をした場合、F1やETは出生後5ヶ月まで補償されます。
- 乳牛肉牛両方加入で両方子牛選択をした場合、乳牛から産まれたF1やETは出生後2ヶ月を経過すると、肉牛での加入に切り替わります。
- 子牛選択をする際、授精証明書等を確認する場合があります。

加入できる畜種について

乳牛と肉牛は分けて加入することができます。

- 加入する家畜の種類ごとに、**全頭加入**が原則です。(包括共済)
- 乳牛と肉牛で、それぞれ子牛等の加入を選択することができます。
- 家畜の種類の内訳については下表のとおりです。

家畜の種類	共済目的	条件
乳牛 (乳牛の雌等)	成乳牛	出生後14ヶ月以上
	育成乳牛	出生後6ヶ月から13ヶ月まで
	乳用子牛等	授精等後240日以上胎児及び出生後5ヶ月までの子牛
肉牛 (肉用牛等)	肥育用成牛	出生後6ヶ月以上
	肥育用子牛	出生後5ヶ月まで
	その他の肉用成牛	出生後6ヶ月以上
	その他の肉用子牛等	授精等後240日以上胎児及び出生後5ヶ月までの子牛

危険段階共済掛金率について

事故が少なければ、掛金が安くなる仕組みを導入しています。

- 家畜共済では、過去3年間の共済金支払実績から被害率を求め、その被害率に応じて危険段階共済掛金率を設定します。この危険段階の設定によって、被害率の低い加入者は掛金が安くなり、被害率の高い加入者は掛金が高くなりますので、**掛金負担の公平性が保たれます**。

事故発生連絡について

死廃事故が発生した場合は、遅滞なく組合へ報告してください。

- 組合の職員が確認することで、共済事故として取り扱うことができます。確認前に搬出した場合は、共済金の支払対象となりません。
- 一般の死廃事故を事故の対象としない補償タイプで加入された場合でも、特定事故（火災・自然災害・伝染病）が発生した際には、必ず連絡してください。
判断に迷われる場合は、搬出前に必ず一報をお願いします。

個体の異動報告について

牛が異動した場合、速やかに組合に報告する必要があります。

- 異動の種類には、「譲渡したとき」「導入したとき」「飼養場所を変更したとき」「出生したとき（子牛選択した場合）」「出生してから5ヶ月を経過したとき（子牛選択しない場合）」があります。
- 異動報告を失念・遅延した場合は、共済金が減額もしくは支払われない場合があります。
- 契約期間内に最低1回は農場内に立ち入りし、耳標の確認をします。

免責について

加入者の義務を怠ると、支払共済金が減額される場合があります。

- 掛金の分納を行い、正当な理由なく2回目以降の支払いを2週間以上遅滞した場合は、遅滞している期間はすべての共済金が免責になります。
- 事故発生連絡をせず、牛を農場から搬出してしまった場合は、当該牛の事故による共済金は全額免責になります（と畜場に出荷して牛白血病と診断された場合を除く）。
- 牛の異動の通知が正当な理由なく遅延した場合は、共済金の一部が免責になることがあります。
- 牛白血病に関する事故の場合は、牛白血病感染拡大防止措置を行っていないと共済金の4割が免責になります。また、と畜場で牛白血病により全部廃棄となり、食肉衛生検査所などから牛白血病とわかる全廃棄証明書等が届いてから3日以内に組合へ通知をしなかった場合は、共済金の1割が免責になります。

力をお願いします。

待期間について

共済金の不正請求を防止するための制度として「待期間」があります。

- 家畜共済に加入いただいた日の翌日から2週間は、すべての個体について「待期間」が適用されます。骨折など、事故の原因が加入後に発生したことが明らかな場合以外は、共済金の支払対象となりません。
- 導入した牛についても、必ず導入した日の翌日から2週間の「待期間」が適用されます。

他の公的制度との比較

- 家畜防疫互助事業は、畜産経営に与える影響が大きい口蹄疫や牛疫等が万が一発生した際の経営への影響を緩和するために、生産者が自ら積み立てを行い(国庫負担有り)、当該伝染病による損害を互助補償する制度ですが、家畜共済制度と家畜防疫互助事業は、補償の内容において重複する部分はありません。
- 家畜伝染病予防法に掲げられた疾病の患畜・疑似患畜については、法に基づき殺処分され、すべての対象農場に対して、手当金が交付されます。また、口蹄疫等については、手当金の他に特別手当金や補償金が支払われます。

	家 畜 の 損 失					死体処理経費		経営継続 のための 資金援助
	発 生 農 場			周 辺 農 場		発生農場	周辺農場	
	死 亡	命令による殺処分		命令による 殺処分	自主淘汰	－	－	
		ヨ－ネ病等	口蹄疫等					
家畜共済制度	○	○	×	×	×	×	×	×
手当金制度	×	○	○ (+特別手当金)	○ (+特別手当金)	×	○	×	×
家 畜 防 疫 互 助 事 業	×	×	×	○	○	○	○	○

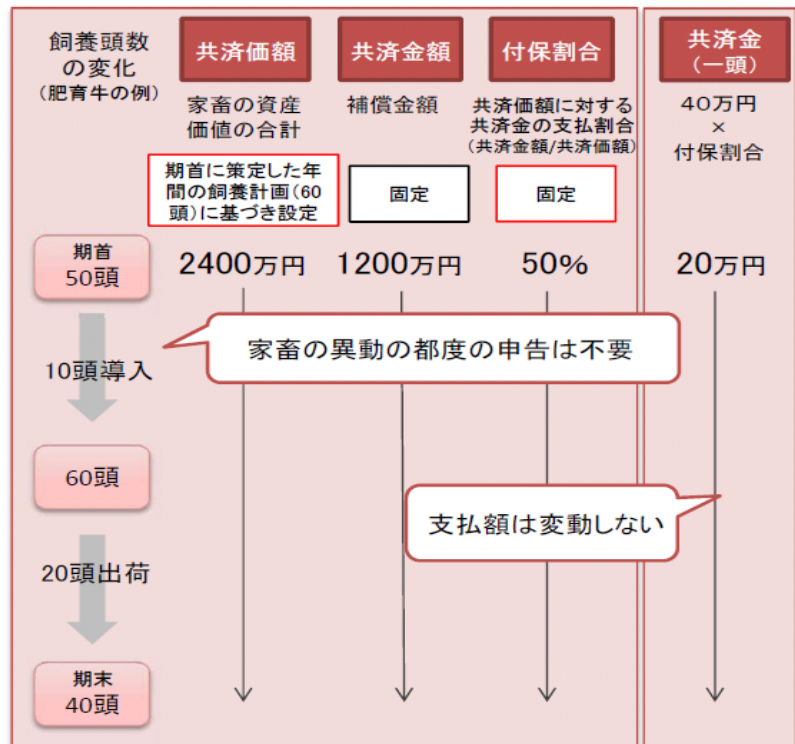
新しい制度として、平成31年1月より生産者様の収入を補償する
「収入保険」が始まります。

制度については、裏面記載の最寄りの支所へご連絡ください。

異動報告が簡素化されます！！

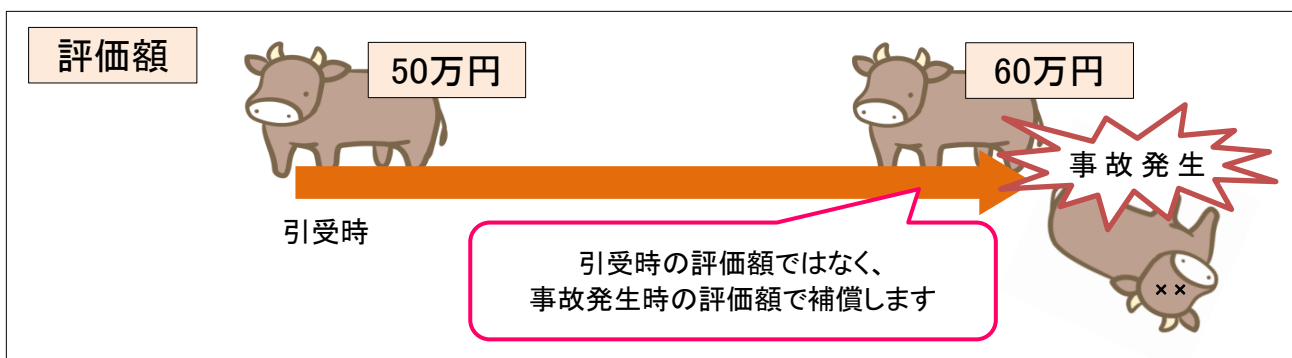
現行制度ではすべての個体を1頭ずつ報告いただき管理する必要がありますが、制度改革後は引受時の年間の飼養計画の申告に基づき掛金をいただき、1年後に年間の飼養実績に基づき掛金を調整する方法に変わります。

○包括共済の仕組み(見直し後)



事故時の評価額が高くないです！！

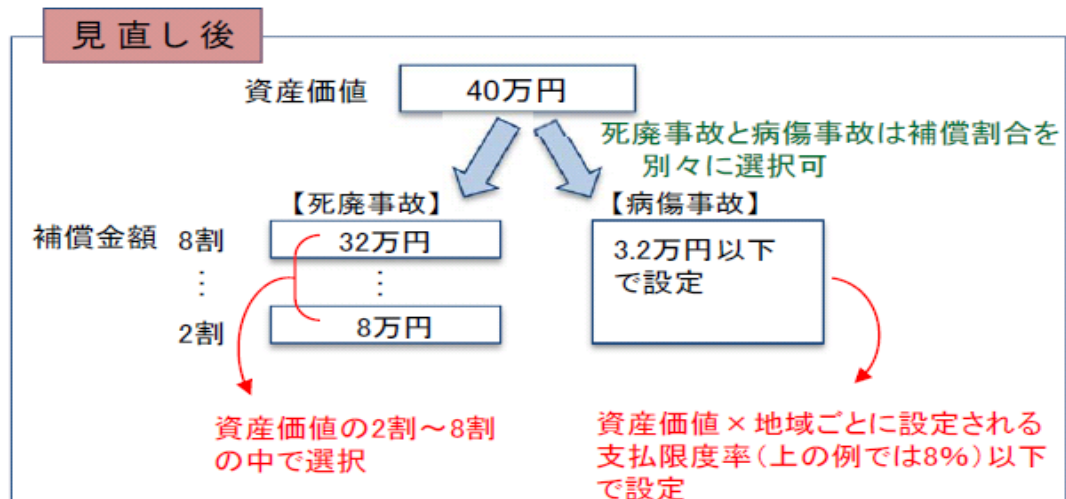
現行制度では引受時点での家畜の評価額で補償していますが、制度改革後は日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の評価額で保障します。



加入から一部の制度が変わります。

死廃と病傷が分離されます！！

現行制度では死廃事故と病傷事故で同じ補償割合でしか設定ができませんが、制度改正後はそれぞれが分離し別々の補償割合が設定できるようになります。



その他の改正点

他にも生産者様の大切な資産を守るため、いろいろな制度改正を行います。

- 家畜共済加入者間で1週間以内に取引された牛については、原則として待期間から除外されるようになります。
- 牛を家畜市場等で家畜商等へ売却し、その後と場で牛白血病と診断され、家畜商等へ販売代金を返還した場合は、共済金の支払対象となります。
- 平成32年1月1日以降の契約より、初診料を含めた診療費全額が共済金の支払対象となり、診療費全体の1割に相当する金額が自己負担となります。

注 意

制度改正は、平成31年1月加入から適用されます。もし、平成30年中に加入される場合は、前ページまでの現行制度にて加入いただくことになります。その場合、地区によって決まっている次回引受日から制度改正の内容での引受になります。

重要事項説明書

- 農業共済事業は、加入者様が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図ることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、群馬県農業共済組合（以下「NOSAIぐんま」といいます。）と国で行っています。加入者とNOSAIぐんまは、共済関係を結び、NOSAIぐんまはさらに国と保険関係を結ぶことにより危険分散をはかっています。
- 掛金は、加入者と国が拠出し、加入者が被害を受けたときは拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
- 農業災害補償法に基づき、加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったとき、及び故意・重大な過失によって事実と反する通知をした場合は、共済金支払額の全部又は一部を支払わない場合があります。
- NOSAIぐんまが保有する各種情報については、必要に応じて加入者に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIぐんまが引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの充実や提供のために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。



お問合せ先

中部グループ

前橋支所

前橋市大友町 1-3-12

TEL. 027-254-2070

伊勢崎支所

伊勢崎市東町 2668-1

TEL. 0270-62-9915

西部グループ

高崎支所

高崎市菊地町 563

TEL. 027-344-2181

藤岡支所

藤岡市下栗須 124-6

TEL. 0274-24-3730

富岡支所

富岡市富岡 2486-7

TEL. 0274-62-2450

北部グループ

沼田支所

沼田市下之町 904-5

TEL. 0278-23-5110

渋川支所

渋川市吹屋 384

TEL. 0279-26-2600

中之条支所

吾妻郡中之条町伊勢町 1003-10

TEL. 0279-75-2005

東部グループ

館林支所

館林市仲町 14-1

TEL. 0276-75-3311

太田支所

太田市新田金井町 29

TEL. 0276-20-9199

みどり支所

みどり市笠懸町阿左美 1912-1

TEL. 0277-76-9181

本所

前橋市大友町 1-3-12

TEL. 027-251-5631